

## 競争参加者の資格に関する公示

横須賀(2補)津波対策調査検討に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和3年5月14日

南関東防衛局長 小波 功

### 1 業務概要

- (1) 業務名 横須賀(2補)津波対策調査検討
- (2) 業務内容 以下に掲げる調査検討を行う業務である。
  - ・津波対策工法の選定
    - 【逸見・長浦地区】
      - ・食厨・マイクロ鉄塔・発電機室・通信局舎・汚水槽
    - 【船越地区】
      - ・地下水路入口・汚水槽・食厨
    - 【比与宇地区】
      - ・進入路
    - 【吾妻島地区】
      - ・危険物庫・火薬庫
- (3) 履行期限 令和4年3月15日まで

### 2 申請の時期

令和3年5月14日から令和3年5月25日までの行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

なお、令和3年5月26日以降(行政機関の休日を除く。)随時、申請を受け付けるが、開札の時までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(横須賀(2補)津波対策調査検討)」(以下「申請書」という。)は、令和3年5月14日から防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による場合は〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13F 南関東防衛局総務部契約課 電話045-211-7143において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

#### (2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書(下記4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」「電気」、「機械」又は、「環境等」のいずれかに係る級別の格付を受けた者、共同体の代表者以外の構成員は、代表者と異なる測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」「電気」、「機械」又は、「環境等」のいずれかに係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として南関東防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 南関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（平成30年10月1日付整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

オ 防衛省競争参加資格において、共同体の代表者は、「建築」、「土木」「電気」、「機械」又は、「環境等」のいずれかに係る「A」の格付けを受けた者、共同体の代表者以外の構成員は、代表者と異なる「建築」、「土木」「電気」、「機械」又は、「環境等」のいずれかに係る「A」の格付けを受けた者の組合せであること。

カ その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、

当該業務に係る開札の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 共同体の名称は、「横須賀(2補)津波対策調査検討〇〇・〇〇共同体」とする。